



# 埼玉県報

第196号  
令和3年(2021年)  
4月2日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 庄和北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 宅地建物取引業者に対する監督処分（建築安全課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 北本都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 本庄都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 児玉都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 鴻巣都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 寄居都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 深谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 川口都市計画下水道事業川口公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 児玉都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 児玉都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）

- 小川都市計画下水道事業小川公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 上尾都市計画下水道事業伊奈公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）

## 雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

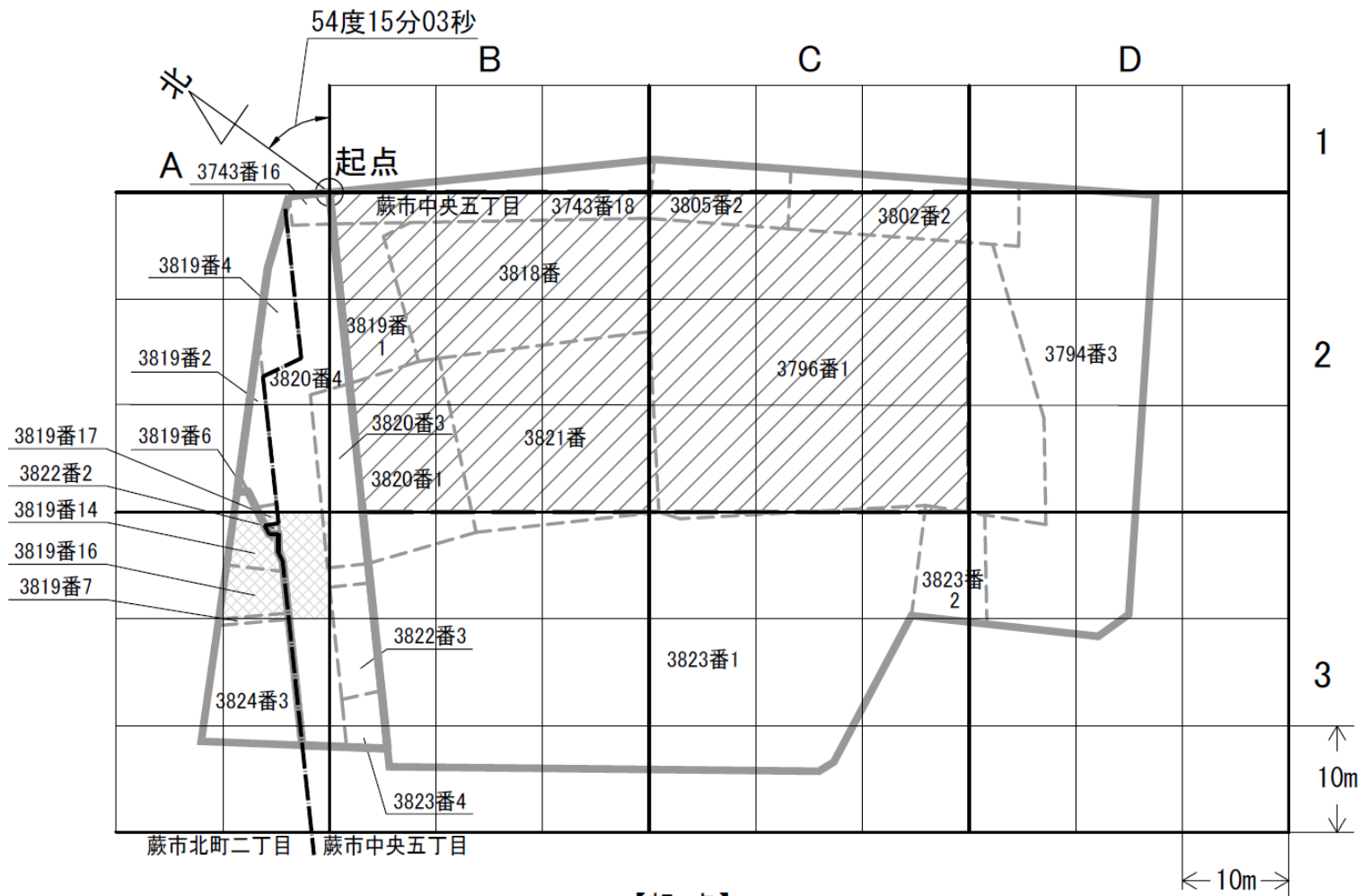
令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県蕨市北町二丁目三千八百十九番七の一部、三千八百十九番十四の一部、三千八百十九番十六及び三千八百十九番十七の一部並びに中央五丁目三千八百二十番三の一部、三千八百二十番四の一部及び三千八百二十一番二）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 調査対象範囲
- ▨ 調査対象範囲外
- · — 大字境界

【起 点】

起点は、蕨市中央五丁目3743番18の最北端とする。

【格子の回転角度】

54度15分03秒

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十四号

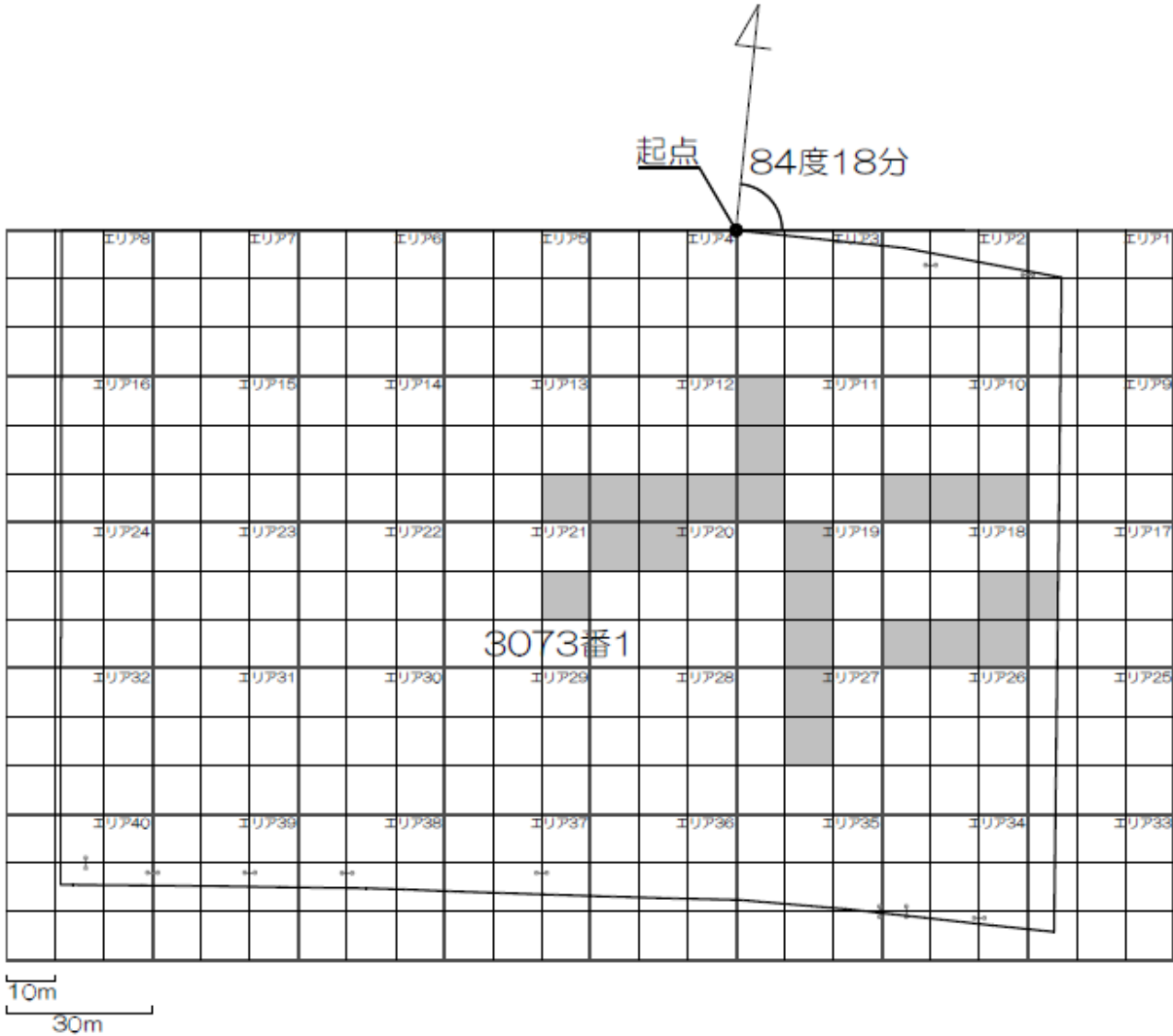
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸二丁目三千七十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、埼玉県戸田市川岸2丁目3073番1の最北端とする。

【格子の回転角度（84度18分）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

| 凡 例 |                                       |
|-----|---------------------------------------|
|     | 敷地境界                                  |
|     | 形質変更時要届出区域に係る土地の面積：2262m <sup>2</sup> |

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） D C Mホームマック株式会社 代表取締役 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 外 計四者

（変更後） D C M株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和三年三月一日外

ニ 届出年月日

令和三年三月十九日

二 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字壺丁目三百六十七番地外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） D C Mホームマック株式会社 代表取締役 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 外 計四十

一者

（変更後） D C M株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外 計四十一者

##### ハ 変更年月日

令和三年三月一日

##### ニ 届出年月日

令和三年三月十九日

#### 二 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム東松山インター店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五―一 番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社フロンティア 代表取締役 大田 晃

東京都多摩市桜ヶ丘一丁目四十九番地の七

（変更後） 有限会社フロンティア 代表取締役 廣瀬 由季子

東京都多摩市桜ヶ丘一丁目四十九番地の七

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十二番一号

（変更後） 株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十二番一号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十日外

#### ニ 届出年月日

令和三年三月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム東松山インター店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五―一番外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二三一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一七六台

ハ 変更年月日

令和三年十一月二十五日

ニ 届出年月日

令和三年三月二十四日

### 二 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年三月二十六日認可した。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所の所在地

春日部市

# 告 示

## 埼玉県告示第四百号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）  
基本測量（オルソ作成）

### 二 作業地域

加須市、春日部市、久喜市、幸手市、杉戸町  
飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、上里町

### 三 作業期間

令和三年四月二十六日から令和四年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百一号

令和二年埼玉県告示第千五十二号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 告 示

### 埼玉県告示第四百二号

令和二年埼玉県告示第千四百三十一号で公示した公共測量は、令和三年三月二十三日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三号

令和二年埼玉県告示第千三百六十八号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である小川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四号

令和二年埼玉県告示第千二百二十四号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五号

令和二年埼玉県告示第七百五十四号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六号

令和二年埼玉県告示第五百七十九号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七号

令和二年埼玉県告示第千百一号で公示した公共測量は、令和三年三月十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八号

令和二年埼玉県告示第九百三十六号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九号

令和二年埼玉県告示第千三百六十六号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第四百十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―十九―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市大字永沼字中道七百番外

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千九百六十四・五三五立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第四百十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和三年三月二十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

|             |                   |                     |
|-------------|-------------------|---------------------|
| 商号又は名称      | 氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地          |
| 株式会社ライフメリット | 佐々木正明             | 埼玉県川口市三ツ和一丁目九番地二十九号 |

## 告 示

### 埼玉県告示第四百十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和三年四月五日から施行する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社ジャパンネット銀行の項中「株式会社ジャパンネット銀行」を「PayPay銀行株式会社」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

北本市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

## 埼玉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

本庄市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号の事業地に、本庄市都島字堤北、字八郎、字堀北、字堀南、字村東、字島内及び字島外、東富田字元富、字窪田及び字四丁原、西富田字大久保山、北堀字北裏、字本田及び字新前田並びに栗崎字前田を加え、本庄市西富田字新田東、字金鑽、字社具路、字屋敷間、字西裏、字本郷及び字九反田、北堀字久下塚、字薬師堂、字女堀向、字野林、字新田原及び字西浦、早稲田の杜三丁目、早稲田の杜四丁目並びに早稲田の杜五丁目地内において事業地を変更する。

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号の事業地に、本庄市西富田字大久保山並びに栗崎字東谷、字西谷、字谷、字前田、字欠田、字堰場、字向田及び字前河原を加え、本庄市西富田字新田東、字金鑽、字社具路、字屋敷間、字西裏、字本郷及び字九反田、北堀字前山、早稻田の杜一丁目並びに早稻田の杜五丁目地内において事業地を変更する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

本庄市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成十七年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号の事業地に、本庄市児玉町字清水、字思池、字大道北、字大道南、字大道、字中道、字大天白、字上久美塚、字中久美塚、字下久美塚、字大久保、字水渕、字下中島及び字見馴川を加える。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

鴻巣市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

- (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
変更なし

##### ロ 雨水

- (1) 収用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十八号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千六百六十九号、平成十一年埼玉県告示第五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千五百五十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号、平成二十年埼玉県告示第四百七十六号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十七号、平成二十三年埼玉県告示第四百十三号、平成二十六年埼玉県告示第九



百四十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十一号の事業地に、鴻巣市常光字大塚及び字上手、市ノ縄字下耕地並びに箕田字団右衛門を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

深谷市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道

### 三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十三号、平成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号、令和元年埼玉県告示第三百七十号の事業地に深谷市小前田字下台及び字石神を加え、小前田字西原、字菅戸、字大久保及び字北町地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称  
深谷市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和六十一年三月十八日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
  - イ 汚水
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
変更なし
  - ロ 雨水
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

川口市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和十四年十一月十六日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

#### ロ 合流区域

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

# 告示

## 埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

越谷市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称  
美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業美里公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十七年三月四日から令和九年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
汚水  
イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
平成十七年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十三年埼玉県告示第四百九号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十二号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十三号、平成三十一年埼玉県告示第三百二十七号の事業地のうち、大字沼上字北川原及び字田中地内において事業地を変更する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

上里町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成七年埼玉県告示第千六百五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十七号、平成十六年埼玉県告示第千五百九十三号、平成二十年埼玉県告示第千八十五号、平成二十二年埼玉県告示第五百十八号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十四号の事業地に、上里町大字金久保字丘ヶ山、字大塚、字狐塚、字中道、字周川、字蓮山、字一本木、字一本木南、字中宿南、字下宿南、字前原北、字前原西、字前原東、字薬師及び字道祖神、大字神保原町字柿木、字窪原、字東原、字新開、字和尚、字中浦、字長塚及び字西台並びに大字七本木、字窪東及び字三軒後を加え、大字七本木字窪八幡東、字七本木、字窪後、字下野堂境及び字八幡郷地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

## 告示

### 埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

小川町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成五年埼玉県告示第千六百三十一号、平成九年埼玉県告示第千五百九十六号、平成十四年埼玉県告示第三百五十二号、平成十七年埼玉県告示第七百三十五号、平成二十年埼玉県告示第五百二号、平成二十三年埼玉県告示第四百六号及び平成二十八年埼玉県告示第二百九十七号の事業地に小川町大字腰越字大久保、字岩具戸、字堀ノ内、字南及び字後山、大字増尾字花ノ木、大字木部字深田、字神戸及び字前田、大字勝呂字宮山、字深田及び字前田を加え、小川町大字小川字大豆五駄、字中郷、字平松、字下広地及び日向山、大字大塚字寺峯及び字小峯、大字下里字松本、字上野台及び字水穴、大字角山字内出及び字上川原、大字腰越字小瀬田、字金井、字清水及び字北早道、大字増尾字山副及び字小金井、大字飯田字蟹沢並びに大字高山字梶山、字願所、字飯森山及び字日影山において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし



# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年埼玉県告示第千七百九十五号で告示した上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

伊奈町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画下水道事業伊奈公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十七年十一月三十日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

#### (1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和

六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一  
号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三  
百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二  
百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八  
百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第  
九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成四年埼玉県告示第千七百  
九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千  
七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第  
六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千  
七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告  
示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉県  
告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼  
玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年  
埼玉県告示第千百六十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成  
十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、  
平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十  
四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第  
千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告  
示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二  
年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成  
二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十  
一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号、平成三十一年埼玉県告示第二  
百五十四号の事業地のうち、埼玉県さいたま市西区大字清河寺字須場、西  
区三橋五丁目、見沼区染谷三丁目、見沼区大字染谷字後丁、桜区大字宿字  
深町、桜区大字宿字久保堀、桜区大字宿字神子田において事業地を変更す  
る。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分  
変更なし

## 雑 報

### 議長選挙

田村 琢実 議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 木下 高志

### 副議長選挙

小久保 憲一 副議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 岡地 優